

特別支援学校

特別支援学校は、特別支援学級と同じく種類ごとに、児童生徒一人一人に応じた教育を専門的に行う場です。本県では、県立の特別支援学校が16校（このほか、国立が1校）あり、「**見ること（視覚）**」、「**聞くこと（聴覚）**」、「**動作（肢体不自由）**」、「**身体（病弱等）**」、「**認知や言語（知的）**」において、本人が感じている困難さに応じて教育内容や方法を工夫しながら教育を行っています。



「視覚」に関する学校

点字や拡大教科書等を使い、視覚の状態に配慮しながら小・中学校等に準じた各教科等の学習を行っています。また、白杖による歩行や視覚補助具を活用する学習等を行うとともに、高等部（専攻科を含む）には、普通科のほかに、保健医療科などの専門教育を主とする学科を設置するなど、特色ある職業教育が行われています。

「聴覚」に関する学校

聴覚の状態等に応じて、音声や文字、手話などを活用しながら小・中学校等に準じた各教科等の学習を行っています。聴覚活用や言語発達のための内容やコミュニケーションの力を高める学習等を行うとともに、高等部（専攻科を含む）には、理容科などの専門教育を主とする学科を設置するなど、特色ある職業教育が行われています。

「肢体不自由」に関する学校

子供一人一人の身体の動きやコミュニケーション等の状態及び発達段階等に応じた学習を行っています。特に、身体の動きの改善・向上等に関する学習や健康状態の維持・改善等を目指した学習等を行っています。

「病弱等」に関する学校

小・中学校等に準じた各教科等の学習を行っています。教科の学習に加えて、病気に対する理解や健康状態の改善等に関する学習を行っています。医療機関と綿密な連携を図りながら、教育を行っています。

「知的」に関する学校

子供の発達段階や経験などを踏まえ、実生活に結び付いた内容を中心に学習しています。特に、中学部や高等部では、卒業後の社会生活や職業生活に必要な知識・技能・態度等を身に付けるために、作業活動を取り入れた学習を行っています。

特別支援学校では、共生社会の実現に向けて、地域の方々や小・中学校等・高等学校と交流を深める「交流及び共同学習」に加えて、子供の居住する地域の学校に行き、交流及び共同学習を行う「居住地校交流」と呼ばれる活動を実施しています。回数等については、各学校で異なりますので、確認しておきましょう！！

特別支援学校の受入対象や設置学部について確認しましょう！！

学校名	受入対象	学校名	受入対象
鹿児島盲学校	視覚(小・中・高・専)	鹿児島聾学校	聴覚(幼・小・中・高・専)
武岡台養護学校	知的 肢体不自由	鹿児島養護学校	知的 肢体不自由
皆与志養護学校	肢体不自由(小・中)	桜丘養護学校	知的 肢体不自由(小・中)
鹿児島高等特別支援学校	知的(高等部のみ)	指宿養護学校	知的 肢体不自由 病弱
南薩養護学校	知的 肢体不自由	串木野養護学校	知的 肢体不自由
出水養護学校	知的 肢体不自由	加治木養護学校	病弱 肢体不自由
牧之原養護学校	知的 肢体不自由	鹿屋養護学校	知的 肢体不自由
中種子養護学校	知的 肢体不自由	大島養護学校	知的 肢体不自由

※ 受入対象で()がない学校は、小・中・高設置

全ての子どもたちが 笑顔で学校生活を送るために



子育てをしていると、日常のふとした瞬間にお子さんの成長を感じたり、頑張っている姿を見て、親として喜びを感じたりすることがあると思います。

一方で、入学や進級などで環境が変わるときなど、楽しみに思う気持ちや期待感だけでなく、「大丈夫かな。」「友達と仲良くやっていけるかな。」など、少なからず不安を感じることもあるのではないのでしょうか。

そこで、保護者やお子さんが学校生活を送る上で不安を感じたときに解決策を考える視点の一つとして、学校にある多様な学びの場について説明します。お子さんが笑顔で学校生活を送るために、多様な学びの場の特色等について正しく理解し、どのような学びの場が望ましいのか、入学時だけでなく在学中も継続して検討する際に、本リーフレットを活用してください。



入学前や在学中に、学習面や集団生活面等で不安を感じたときには、どうしたらいいの？

相談のスタート（相談先）

小学校入学前：お父さんが通っている幼稚園や保育所等の先生、保健師
(利用している場合) 児童発達支援事業所の先生 等

学校在学中：担任の先生 等

※ 幼稚園や保育所等、小・中学校等、高等学校にはコーディネーターの先生がいます。保護者等の相談窓口や関係機関との連絡調整等の役割を担っていますので、コーディネーターの先生に相談すると、より具体的な情報が得られます。

就学教育相談会に参加する

市町村教育委員会が開催する就学教育相談会は、お子さんの実態や状態、保護者が不安に思っていること、希望等を専門の相談員に伝え、どの学びの場がお子さんにとって適切か、保護者と専門家が一緒に考える会です。

市町村によって就学教育相談会実施の回数や時期等が異なりますので、詳しくは園や学校、市町村教育委員会に御確認ください。

どの学びの場を選択するか検討→決定

就学教育相談会に参加すると、市町村教育委員会から、お子さんにとって望ましい学びの場についての検討結果が届きます。その結果を踏まえて、再度、園や学校の先生等と相談を重ねながら、学びの場について検討、決定していきます。

一度決めた学びの場は固定されるものではありません。お子さんの実態や状態、通う学校の教育環境等の変化も踏まえ、望ましい学びの場について、継続して検討することが大切です。お子さんの様子を丁寧に見ていきましょう！！



お問合せ先



鹿児島県教育庁義務教育課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL 099-286-5296



令和3年3月
鹿児島県教育委員会



多様な学びの場って、最近よく聞くけれど、具体的にはどんな学びの場があるの？



学びの場としては、小・中学校等における通常の学級や通級指導教室、特別支援学級及び特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校、高等特別支援学校）が考えられます。また、高等学校においても通級指導教室が設置されている学校があります。通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校では、少人数での学級編制や特別の教育課程を編成することなどにより、適切な指導及び支援を実施しています。

通常の学級

小・中学校等の通常の学級での授業は、少人数指導やチームティーチングによる指導、習熟度別指導など、指導形態を工夫しつつ、基本的には学級等の集団における一斉指導が中心となります。

子供一人一人が集団の一員として認められているという満足感や充実感などをもてるよう、学級経営を大切にしています。その上で、授業に参加している全ての子供にとって、学びやすい工夫や配慮を行いながら授業を行っています。

学習内容は、国語や算数（数学）、社会や理科などの教科と総合的な学習の時間や特別活動等となっています。



通級指導教室

通常の学級で授業を受けることはできているけれど、例えば「苦手な発音の言葉がある。」「聞きとりが難しい状況がある。」「椅子に座って授業を受けることが苦手で、つい席を立ってしまう。」「人とコミュニケーションをとることに強い緊張感を感じる。」「人に負けたことを受け入れられず、気持ちが不安定になる。」などといった悩みや難しさを感じている子供がいます。このようなときに、通常の学級で国語や算数（数学）といった教科を学びながら、一部の時間を使って、本人が感じている悩みや難しさを解決するための方法を学ぶ活動（「**自立活動**」と呼んでいます。）を行う場が、通級指導教室です。

県内には、大きく分けて「**ことば（言語）**」や「**聞くこと（難聴）**」、「**得意な学び方や行動の調整方法等（LD・ADHD等）**」、「**社会性等（自閉・情緒）**」の内容に関する通級指導教室があります。

通級指導教室は、全ての小・中学校等に設置されてはいないため、通学している学校に対象の通級指導教室がない場合は、近隣の通級指導教室のある学校で授業を受けることになります。（週1回 1～2時間程度など、地域によって指導時間は異なります。）通級指導教室を考える場合は、居住している市町村教育委員会が行う就学教育相談会に参加するなどの手続きがありますので、学校の先生や市町村教育委員会等に相談しましょう。



特別支援学級



特別支援学級は、下に挙げたような種類ごとに学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を行う場で、多くの小・中学校等に設置されています。

本県では、「**見ること（視覚）**」、「**聞くこと（聴覚）**」、「**動作（肢体不自由）**」、「**身体（病弱等）**」、「**社会性等（自閉・情緒）**」、「**認知や言語等（知的）**」等において、本人が感じている困難さに対して特別の教育課程を編成して教育を行う場として整備しています。通常の学級での学習だけでは十分に学習の成果を上げることが難しかったり、特別な指導を行うことで本人が感じている困難さの軽減が図られたりする子供が対象となります。

では十分に学習の成果を上げることが難しかったり、特別な指導を行うことで本人が感じている困難さの軽減が図られたりする子供が対象となります。

「視覚」に関する学級

学習の内容は、小・中学校におけるものに加えて、子供の見やすい学習環境を整えながら、保有する視力を最大限活用できるようにするための学習にも取り組みます。**中心的な指導は、自立活動の指導になります。**

「聴覚」に関する学級

学習の内容は、小・中学校におけるものに加えて、聴覚活用や話し言葉の受容と表出、言語の意味理解等の向上を目指した学習にも取り組みます。**中心的な指導は、自立活動の指導になります。**

「肢体不自由」に関する学級

学習の内容は、小・中学校におけるものに加えて、運動・動作や認知能力などの向上を目指した学習にも取り組みます。**中心的な指導は、自立活動の指導になります。**

「病弱等」に関する学級

多くの場合は入院を必要としますが、継続して医療や生活規制が必要な子供に対して、小・中学校における内容に加えて、健康状態の維持・回復・改善や体力の回復・向上を図るための学習にも取り組みます。**中心的な指導は、自立活動の指導になります。**

「自閉・情緒」に関する学級

意思疎通や対人関係、行動面で特別な指導や配慮が必要なため、学習の内容は、小・中学校におけるものに加えて、人との関わりを円滑にし、生活する力を育てることを目指した学習にも取り組みます。**中心的な指導は、自立活動の指導になります。**

「知的」に関する学級

習得した知識や技能を実際の生活に応用することや抽象的な概念を理解することなどに困難さがあるため、生活に結び付いた具体的な活動を中心に学習します。各教科等の指導に加え、**生活単元学習や作業学習、自立活動等**にも取り組みます。

学びの場を決めるときには、それぞれの学びの場を訪問して、実際の雰囲気を感じ取ったり、その学びの場でできることや取り組んでいることなどの情報を得たりすることが大切です。

是非、学校（学級）見学を行い、お子さんが学んでいる姿をイメージしましょう！！



通級指導教室や特別支援学級の種類として、法令に基づき「**知的障害**」や「**自閉症・情緒障害**」、「**言語障害**」などが使われていますが、いずれの教室や学級に通う場合でも、その対象の障害の診断が必ずしも必要というわけではありません。

お子さんの実態に応じて、どのような教育を受けることが、お子さんにとってよりよいことなのかを考え、適切な学びの場を選択することが大切です。